

# 情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30  
(土・日曜・祝日除く)

総務課  
役場2階 窓口10番  
☎47-21112

選挙人名簿登録者の縦覧  
9月1日現在、訓子府町で新たに選挙人となる方を、選挙人名簿に登録します。新規登録者の氏名などを記載した名簿は、9月3日(水)から9月7日(日)までの5日間、総務課で縦覧できます。

町民課  
役場1階 税の関係  
窓口1番 ☎47-21193

町道民税・国保税の納期限  
町道民税第2期分と国保税第4期分の納期限は、9月30日(火)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

電話番号 0570-031110  
問合せ 釧路地方法務局  
人権擁護課(☎0154-315014)  
福祉保健課  
総合福祉センター窓口7番 ☎47-5555

国保からのお知らせ  
交通事故にあつたとき

国民健康保険の加入者が交通事故で被害(けが)を受けた場合、本来は加害者が医療費を負担すべきものですが、被害者本人の保険証を使って治療ができます。国保を使った場合は、後で国保から加害者に医療費を請求します。そのため交通事故で国保を使った場合は、必ず福祉保健課医療給付係に届け出をしてください。

# らしの

## インフォメーション

夜間納税相談および  
収納窓口の開設  
日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

○とき 9月10日(水)・10月8日(水) 17時30分～20時30分  
○ところ 町民課窓口

省エネ改修住宅の  
固定資産税を減額  
平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により、完了した翌年度1年分に限り120㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。

なお、パリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を除き、新築住宅の軽減や住宅耐震工事による固定資産税の減額措置との重複適用はできません。  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

○窓の断熱性を高める改修  
1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)  
○窓の断熱性を高める改修

8・9月は  
北方領土返還  
強調月間です



東日本大震災で被災された皆様に  
継続支援をお願いします  
◇義援金総額 251万3,910円  
(平成23年3月14日～平成26年7月31日)  
町と議員の義援金は含まれていません  
訓子府町の窓口の町社会福祉協議会では平成27年3月31日まで義援金をお受けしています。  
総務課交通防災係(☎47-2112 役場2階 窓口10番)

平成26年度自衛官募集

募集種目	資格	受付期間	1次	2次	試験
防衛医科大学校	高卒(見込)21歳未満	9月5日(金)～9月30日(火)		11月1日(土)・2日(日)	
防衛大学校		9月5日(金)～9月30日(火)=前期		11月8日(土)・9日(日)=前期	
航空学生		8月1日(金)～9月9日(火)			9月23日(火)
看護学		9月5日(金)～9月30日(火)			10月18日(土)
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	8月1日(金)～9月9日(火)		9月19日(金)・9月20日(土)	
自衛官候補生		年間を通じて		9月25日(木)・26日(金)	
		8月1日(金)～9月9日(火)		9月27日(土)・28日(日)	

※1次試験の日程は、試験地が美幌町のものを掲載しています。